

朝日町スズメバチ駆除補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町補助金等交付規則（平成8年朝日町規則第17号）に基づき、町民に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除業者に委託し駆除する者に対して、予算の範囲内において駆除に係る業者委託費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、スズメバチとは、ハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱による補助の対象となるスズメバチの巣は、次のとおりとする。

- (1) 駆除すべき場所が町内であること。
- (2) 現にスズメバチが活動している巣で、おおむね周囲10メートル以内に人が立ち入る可能性があるもの。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

(補助金の交付対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、町税等を滞納していない者で、駆除業者（スズメバチの巣の駆除を業とする業者をいう。）に委託して前条の補助金の交付対象となるスズメバチの巣を駆除する者とする。ただし、法人及び公共団体を除く。

(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、予算の範囲内において、スズメバチの巣の駆除に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が2万円を超える時は2万円）とする。ただし、駆除を行うために建物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。なお、補助金の支給は一世帯につき年1件までとする。

(交付申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチの巣の駆除を行う前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、緊急を要するため補助金交付申請書の提出前に駆除を行った場合で、当該駆除の記録等により確認できるものについてはこの限りでない。

- (1) 駆除費用見積書の写し
- (2) 営巣場所の位置図又は見取図

(3) 営巣状況およびスズメバチの種類が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)が、決定の内容を変更しようとするとき又はスズメバチの巣の駆除を中止しようとするときは、補助金変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、補助金変更等承認書(様式第4号)によりその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、スズメバチの巣の駆除が完了した日から起算して90日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 駆除に係る領収書(原本)及び内訳書の写し

(2) 駆除の状況を確認できる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金交付申請書

年 月 日

朝日町長 様

申請者住所 _____
氏 名 _____ (印)

年度朝日町スズメバチ駆除補助金を交付されるよう、朝日町補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に伴い、住民基本台帳及び町税等の滞納がないことについて調査することに同意します。

関係書類

- 1 本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証の写し等）
- 2 駆除費用見積書の写し
- 3 営巣場所の位置図又は見取図
- 4 営巣状況及びスズメバチの種類が確認できる写真
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金交付決定通知書

朝町環第 号
年 月 日

_____ 様

朝日町長 _____

年 月 日に申請のあった補助金等について、次の通り補助金等の交付決定をしたので朝日町補助金等交付規則第 7 条の規定により通知する。

補助事業等の名称 朝日町スズメバチ駆除補助金

補助事業等に要する経費 _____ 円

補助金交付決定額 _____ 円

その他必要な事項（条件等）

- 1 決定の内容を変更しようとするとき又はスズメバチの巣の駆除を中止しようとするときは、補助金変更等承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、補助変更等承認書(様式第 4 号)によりその承認を受けること。
- 2 スズメバチの巣の駆除が完了した日から 9 0 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに補助金実績報告書及び補助金交付請求書を提出すること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金変更等承認申請書

年 月 日

朝日町長 様

申請者住所 _____
氏 名 _____ (印)

年 月 日付け朝町環第 号で補助金交付決定を受けたスズメバチ駆除について、交付決定の内容を変更し、又は駆除を中止したいので、朝日町スズメバチ駆除補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

1 変更等の内容 変 更 中 止 （どちらかに○印）

2 変更等の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金変更等承認書

朝町環第 号
年 月 日

様

朝日町長 _____

年 月 日付けで申請のあった補助金変更等については、朝日町スズメバチ駆除補助金交付要綱第 8 条の規定により承認します。

1 変更等の内容

2 条 件 等

様式第 5 号（第 9 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金実績報告書

年 月 日

朝日町長 様

申請者住所 _____
氏 名 _____ (印)

年 月 日付け朝町環第 号で補助金交付決定を受けた
スズメバチ駆除補助金について、巣の駆除が完了したので、朝日町スズメバチ駆
除補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 駆除完了年月日 _____ 年 月 日

3 添 付 書 類

- (1) 駆除に係る領収書（原本）及び内訳書の写し
- (2) 駆除の状況を確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金交付額確定通知書

朝町環第 号
年 月 日

_____様

朝日町長 _____

年 月 日付けで実績報告のあったスズメバチ駆除補助金について、朝日町スズメバチ駆除補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、補助金額を確定したので通知します。

1 確定補助金額 _____円

2 備 考

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年度朝日町スズメバチ駆除補助金交付請求書

年 月 日

朝日町長 様

申請者住所 _____
氏 名 _____ (印)

年 月 日付け朝町環第 号で補助金確定通知を受けた
スズメバチ駆除補助金について、朝日町スズメバチ駆除補助金交付要綱第 1 1
条の規定により請求します。

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名		銀 行 信用金庫 農 協		支店
預金の種類	1. 普通 2. 当座			
口座番号				
口座名義人	フリガナ			
	氏 名			